



### 目次

1. はじめに
2. 多文化主義の理念:「承認の政治」をめぐって
3. 多文化主義政策の展開:カナダとオーストラリアの事例から
  - 3.1 カナダにおける多文化主義政策の導入
  - 3.2 オーストラリアにおける多文化主義政策の導入
4. むすびにかえて:多文化主義と統合の論理

### 1. はじめに

世界中からトップ・アスリートが集い、4年に一度開催されるオリンピック・パラリンピック大会(以下、オリンピック)は、多くの人に親しまれている国際的なスポーツ・イベントと言って差し支えないのではないかと思う。その開会式を見たことがあるだろうか。世界各国の選手団が行進し、厳かに聖火台に火が灯され、開催期間中の平和を願う華やかなセレモニー——その開会式的一幕に、開催都市を紹介するプログラムがある。時として開催国の歴史をひもとき、開催都市の魅力を発信する歌や踊りの豪華なアトラクションが展開される。初めに、オリンピック開会式を手がかりに「多文化主義」について考えてみたい。

ちょうど20年前、2000年9月に開催されたシドニー・オリンピックでは奇しくも「民族

の融和」を巡る二つの物語が開会式を彩ることになった。一つは、朝鮮戦争以来の分断の歴史を乗り越えて「平和の祭典」オリンピックの場で実現した大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国との南北選手団の合同行進である。もう一つは、開会式の文化アトラクション全体を貫くテーマとして設定された、オーストラリア白人社会と先住民アボリジナルとの「和解 (reconciliation)」である(舩本 2019, p.168)。

前者は、同年6月の金大中大統領(韓国)と金正日総書記(北朝鮮)との南北首脳会談の実現を受けて、東西冷戦下で形成された分断国家の「和解」と「統一」への機運が色濃く反映されたものだった。一方後者には、植民国家であるオーストラリアが抱えてきた、白人社会と先住民社会との内なる分断の超克と、移民も含めた多様な人々の融和を基礎とする「多文化社会」の実現を広く世界に訴える意図が込められていた。1970年代に「白豪主義」と訣別し、多文化主義政策を採用してきたオーストラリアにとっては、1956年に同国で開催されたメルボルン・オリンピックの頃とは異なる新たな社会像を発信する必要があったことは間違いない。特筆すべきは、どちらもいわば大会公認のオーソライズされた「政治的メッセージ」として発信されたという点である。

従来オリンピックは政治的中立を旨としてきた。20世紀最後のオリンピックとなったシドニー大会において、旧来の国民国家(ネーション・ステート)の在り方に対して問題を提起する場面が、半ば公式的に演出されたことをどのように捉えればよいだろう。冷戦下においては、国家の意思によって選手団の派遣を取り止める大会ボイコットが繰り返されてきた。そうしたオリンピックへの「政治による介入」に対して、これらの出来事をオリンピックの側からの「政治への介入」(スポーツを通じて「政治」に働きかける動き)と捉える考え方もある(阿部 2008, p.176)。あるいは、ちょうど21世紀が視野に入るこの時期、国民国家を構成してきた国家(ステート)と国民(ネーション)の間のずれや揺らぎ、その単一性と複数性にまつわる問いかけが、「平和の祭典」において語られる普遍的な課題として表れたと考えることもできるかもしれない。

朝鮮半島の南北選手団合同行進は、単一のものとして同じ国家の下にあるべきとされてきた民族/国民(ネーション)という理念を掲げて、一つの民族が別々の体制に隔てられている現実に対して抗議の意思を示すものだと言える。またオーストラリア白人社会と先住民アボリジナルとの「和解」は、一つの国家が複数の民族・文化の複数性を尊重しつつ統合できる可能性とその方法について何らかのヒントを与えるもののように思われる。

本章では、特にオーストラリアの事例に着目しながら多文化主義と国民国家、とりわけネ

ーションとの複雑な関係についてとりあげたい。ネーションは、ナショナリズムとともに文化的に「一つであること」を象徴し、多文化主義は「多様であること」を表現するもののように考えられているが、両者はただ対峙するに止まらない複合的な関係にある。また両者の関わりを読み解くことは、「多様性」を所与の現実とする社会において必然的に向き合うことになる、統治を巡るマジョリティ(多数派)とマイノリティ(少数派)の関係性について大きな示唆を与えてくれることになるはずだ。

## 2. 多文化主義の理念：「承認の政治」をめぐる

ところで、多文化主義とはどのような考え方を指すのだろうか。また、多文化主義を掲げる国ではどのような政治・社会を理想としていて、その現実とはどのようなものなのだろうか。例えば、以下のような社会像を想像してみよう。

- ・さまざまな国からやってきた人たちがそれぞれの文化を保持しながら共存する社会
- ・異なる言語・文化・習慣をもつ人々がお互いを尊重し合いながら共に暮らす社会
- ・政治の場での政策決定過程に多様な文化的背景をもつ人々の意思が反映される社会

これらは、多文化主義が想定する社会のいくつかの断面図と言えるだろう。こうした社会イメージがどのような条件の下に成り立つのか考えてみたい。

自由主義の社会における多文化主義を提唱したチャールズ・テイラーは、「承認をめぐる政治」というキー・フレーズで多文化主義のひとつの根底的な思想を説明している。近代的な民主主義社会は、社会を構成する個人ひとりひとりに「人間の固有の尊厳」があることに基礎を置いている。その土台は、身分によらず、地位によらず、財産によらず等しく尊重される存在として個人があるという近代的個人概念である。社会の中で個人として認められ、等しく尊重されることをめざす考え方をテイラーは「平等な承認をめぐる政治」と呼ぶ(テイラー 1994=1996, p.51)。

一方、個人が、他者とは異なることを前提として社会と向き合う時、自分を自分たらしめているもの(アイデンティティ)が適切に尊重されるかどうかということは「人間の固有の尊厳」に関わる大きな問題となる。年齢や性別、出身地、職業、国籍、言語、文化、嗜好など、「私」を「現在の私」として表すことのできるさまざまな属性を思い描く時、周囲の人と違うこ

と、社会の価値観とは合致しないことは大なり小なりあるはずだ。もし、自分が自分であるために欠かせない事柄について社会からの「平等な承認」を得ようとするなら、そこには「平等な尊厳をめぐる政治」が出現することになる(テイラー 1994=1996, p.54)。

例えば「私」(読み手としての「あなた」でもよい)の居住する社会において、「私」が日常的に使用している言語が公用語になっていない場合を想定してみよう。学校教育で用いられる言語、街中の道路標識や案内表示、音声案内、テレビやラジオなど放送から流れてくる言葉など、日常生活のあらゆる局面で使用される公用語に接しながら、「私」はそれとは別の言語でものを読み、書き、考えるという状況に置かれる。言い換えれば、最も慣れ親しんでいる言葉で読むものや、誰かとなにかを語る対話的な機会がとても少ない状況に置かれることになる。たった一つの「公用語」のみが用いられる政治・社会では、それ以外の言語の話者は、言語体験だけでなくそれを通じて育まれる人格や表現に至るまで「公用語」話者とは全く異なる社会環境に向き合わねばならない。もちろんのこと「公用語」を含む複数の言語の下で暮らすという経験の意義を否定するわけではない。ここではやや単純化したかたちで「公用語」とそうでない言語について社会的な位置づけの落差の大きさを考えてみたいと思う。

現代社会において、完全な意味での「公用語」——国家が支援し、教育し、規定する言語と文化が政治・経済どちらの領域においても使われる言語として——が定められていることは、その言語や文化を自分たちのものとする人々にとって非常に有利に働くことは明らかである。他の言語を用いる人々は明らかに不利な立場に置かれる。公用語以外の言語を用いる人々は、自分たちの言葉を第二言語として用いるか、公用語話者と対等の立場に立つために同化することを強いられる(Taylor 1997, p.34)。

テイラーの語る「承認をめぐる政治」は、個人や集団に付随するアイデンティティの承認の問題が、平等の原則を入口にして「尊厳をめぐる政治」の中で提起されることを指している。しかし、それはすぐさま大きな難問に突き当たるだろう。個人や集団の抱えるアイデンティティをめぐる提起される承認の問題は、「私」たちの暮らす社会に対して「普遍的には分かれ持たれていないものについて、これを認め地位を与えることを要求するから」(テイラー 1994=1996, p.55)である。

前述の「公用語」の事例で考えてみよう。社会の大半を占める公用語の話者にとって、少

数の人々が使っている言語は日常的に馴染みのないものかもしれない。「承認」をめぐる要求があってはじめて、社会のもつ言語多様性や「公用語」のもつ問題に気づく人たちもいるだろう。「私」の居住する社会が、少数言語に、例えば「公用語」「準公用語」「表示言語」としての地位を与えるかどうか——それはその社会での少数言語話者の規模や地域性、自治権の在り方などと深く関わっている。

ところで、ある特定の少数言語に対してそうした地位を「与えるかどうか」「どのくらい与えるのか」といった問題を、いったい「誰が」「どのようなかたちで」決めるのだろうか。具体的な政策として問題が立てられる過程で、必然的に公用語話者と少数言語話者とは数の上でも政治権力の上でもアンバランスな、非対称の関係にあることがわかってくる。つまり「承認をめぐる政治」は、自動的にマジョリティ(多数派。ここでは、公用語話者)とマイノリティ(少数派。ここでは、少数言語話者)との政治的関係の問題になる。そして、往々にしてマジョリティがマイノリティに対してその許容度を決定する(「適度な承認を与える」)構図が現出する。ここに、マジョリティとマイノリティの間の尊厳をめぐる多文化的平等の問題と、マジョリティに優位を与えがちな、民主主義の意思決定プロセスとの間の抜き差しならない難問が横たわっている。

テイラーは、多文化主義の思想が近代的な自由主義の内側から生まれた難問(アポリア)であることを示し、形式的な平等にも特定の民族的価値への傾斜にも陥らない中間の道を提唱する。それは「多文化」をもって構成される社会を前提にして、自由主義の発展的な再構築の中に「承認の政治」を織り込む道筋を探ろうとするものだと言える。

### 3. 多文化主義政策の展開：カナダとオーストラリアの事例から

テイラーの議論に沿って考えてゆくと、多文化主義とは「現代の民主主義社会において文化的な多様性をどのように『尊厳をもって承認』するのか」という命題として捉えることができる。そこでは近代的な個人を基礎づける平等の理念が、差異とアイデンティティをめぐる自由主義と民主主義の内部に鋭い対立を生んだ様子が見てとれるだろう。その主な論点は、以下の三つに要約することができる。

- ① [主体の問題] 差異やアイデンティティといった個別的なものを「承認する」のは、いったい誰なのか。民主主義という仕組みを前提にして、マジョリティの意思のみによらず意



思決定を行う方法はどのようにして可能となるのか。

- ② [規模の問題]「承認する」とした場合、どの程度の規模をもつマイノリティに、その言語や文化に対する社会的な承認が付与されるべきなのだろうか。すべてに対応することが不可能だとすれば主なものを選別する基準はなにか。
- ③ [寛容の問題]あるマイノリティの文化や価値観がマジョリティのもつそれと大きく隔たったものである場合、それを社会的に「承認する」ことはどのようにして可能か、あるいはいかなる理由で不可能となるのか。

現代民主主義にとって先鋭的な問いを投げかける一方で、多文化主義は20世紀以降の社会の〈多文化〉化とも言うべきトレンドへの対応策として地域の実情に応じて編成されてきた実践的な政策パッケージという側面がある。多文化主義研究の大家であるウィル・キムリッカによれば、多文化主義とは「非支配的なエスノ文化的集団——それが『新しい』マイノリティ(移民や難民など)であれ、『古い』マイノリティ(昔から定住している少数民族や先住民族など)であれ——に対して何らかの公的承認・支援・包摂の提供を目的とした広範な政策を指す包括的用語」(キムリッカ 2007=2018, p.16)である。つまり、多文化主義の定義やそれが導入される契機、対象となる政策領域、そしてマジョリティとマイノリティの関係の結び方は、多文化主義政策を公式／非公式に取り入れ実践している社会(国や地域)によって大きく異なっている。以下、そのバリエーションの一端を見てみよう。1970年代にカナダ、そしてオーストラリアで相次いで多文化主義政策が公式に採用されている。しかし、その両国で多文化主義が前景化した経緯はまったく異なる文脈に基づくものだった。

### 3.1. カナダにおける多文化主義政策の導入

カナダでの多文化主義の導入は、建国以来独自の文化を育んできたケベック州の分離・独立要求を背景としている。カナダは19世紀の北米大陸でのイギリス領植民地のうちイギリス系住民が集住する地域とフランス系住民が集住する地域とを含み、州ごとの自治権を擁する連邦制をとることで独立を果たした。ケベック州は、17世紀初頭フランスによる植民地「ヌーヴェル・フランス」の創設にルーツをもち、フランス系カナダ人の集住地域としての長い歴史を擁する。こうしたことからカナダはマジョリティとしてのイギリス系とマイノリティ

としてのフランス系の二つの国民による国家統合を建国の物語として継承してきたのである。

1969年には、第二次世界大戦後高まりつつあったケベック・ナショナリズムに対応するかたちで公用語法が制定され、連邦レベルで英語とフランス語の両方を公用語とする二言語二文化主義が確立される。これに対してウクライナ系、ドイツ系など他のルーツをもつ移民社会から大きな反発の声が挙がる。1982年憲法における「多文化的伝統」条項の創設、そして1988年のカナダ多文化主義法の制定へと至る道のりにおいて、複数文化の存在を公式に承認する多文化主義が導入されることになった(溝上 2003, pp.72-76)。ここに、最有力のマイノリティであったフランス系とマジョリティであるイギリス系との政治的関係が、それ以外の言語的マイノリティの要求を呼び起こすことで「平等に承認」されるべき文化の範囲をめぐって大きな変容を経てゆく様子がみてとれる。

ただ、ケベック州とカナダ連邦政府との間では、ケベック人(ケベコワ)というエスニック・マイノリティの憲法上の位置づけをめぐって、1980年代以降も緊迫した関係が持続する。同州内ではケベックの言語と文化に特別な地位を与えることで自集団のエスニック文化を保護したいケベック州政府と、二言語・多文化体制を各州に等しく敷くことを国家的な合意としたい連邦政府とのせめぎあいには複数の憲法案となって示されるものの、カナダの人々はその合意形成がいかに困難であるかを経験することとなる。

そして、1982年憲法において「多文化的伝統」とともに成文化されたのが「先住民の権利」であった。これによってそれまで主に土地問題として表出していた先住民とマジョリティ社会との係争が整理される契機となり、固有の権利として「先住民自治」が認められた。やがて1990年代には連邦政府によって「ファースト・ネーション (First Nations)」とも呼ばれる先住民とマジョリティである非先住民との対等なパートナーシップが謳われるようになる。また先住民文化は「新しい『カナダの国民文化』」として位置づけられ、カナダの多文化主義政策の一角を彩ることになるのである(溝上 2003, p.107)。これら文化政策としては、ほぼ一貫して連邦政府によるイニシアティブが濃厚であり、そこに文化を上から保護し変形を加えながら包摂する国家的パターンリズムを見る向きもある。

さて、カナダの多文化主義導入の経緯をひもとくと、そこには「多」を標榜する全体社会〈カナダ〉と、その中で「一」であることを最大限尊重してほしいと考える部分社会〈ケベック〉との鋭い対峙が克明に表れている。「多」であることを標榜する全体社会は、多文化主義を等しく共通了解とすることでカナダという国の像を「多文化主義」に固定化しようとする

るようにも見える。また、「一」であることの承認を求める部分社会は、決して等しくはないそれぞれの文化の固有性を保持しようとするほど、今度は域内の(例えば、ケベック州内の)別のマイノリティとの関係性に対してどのような姿勢で臨むか問われることになるだろう。こうした問題は、多文化主義の理念を現実政治に即して考える上で多くの示唆を与えてくれる。

### 3.2. オーストラリアにおける多文化主義政策の導入

本章の冒頭でふれたオーストラリアでは、1970年代半ばまでにウィットラム政権の下、移民法およびオーストラリア市民権法の改正(1973)、人種差別禁止法の制定(1975)といった法整備が行われ、多文化主義政策を採用する方向性が確立された。その背景にあったのは増加する移民とその構成の多様化である。

第二次世界大戦後のオーストラリアでは、経済成長のための労働力調達と戦災で荒廃したヨーロッパからの難民救済を目的として大規模な移民の導入が計画された。大量移民計画は、1970年代前半のオイルショックを経て低成長時代に入るまで本格的に推進され、1980年代半ばまでに世界各地から400万を超える人々が同国に渡ったと言われる(関根 1989, p.240)。しかし、多文化主義導入以前のオーストラリアでは、移民はその出自によって大きく扱いが異なる差別的な状況が長く続いていた。

旧植民地時代のオーストラリアでは、19世紀後半にホスト社会である白人と中国系移民との間での文化的摩擦・経済的軋轢が急速に高まったことを背景に、アジア系移民を対象とした移民規制が敷かれてゆく。1901年のオーストラリア連邦の成立(建国)直後には、移住制限法(1901)と帰化法(1903)が成立し、事実上ヨーロッパ以外からの移民の流入に対して高いハードルが課せられることになった(関根 1989, pp.190-193)。

もともと英連邦の一角を成すオーストラリアには、英国やその植民地からのアングロサクソン系の移民を好んで受け入れる素地があり、そのほかの地域からの移民への差別意識が根強い傾向にあった。この時制定された帰化法には、中国、日本、インドを含むアジア人や南太平洋諸島など非ヨーロッパ系の人々はオーストラリアに帰化できないことが明記され、差別的な待遇をもってアジア系移民そのものを歓迎しない姿勢を示していた。当時のオーストラリアでは、マジョリティの地位を占めるアングロサクソン系の白人社会とそれに同化できる者のみを国民として扱う「白豪主義」が強く支持されていたためである。19世紀末



以降、隆盛を誇ったソーシャル・ダーウィニズムに基づく人種理論を後ろ盾に、白豪主義として結晶化した人種差別意識はオーストラリア社会に浸透し、マジョリティ(白人)と、移民や先住民を含むさまざまなエスニック・マイノリティとの関係をその後長く規定することになる(関根 1989, p.228)。

しかし、多文化主義への転機は、少しずつ着実に進む社会環境の変化への対応の帰結として訪れる。第二次世界大戦後、前述の大量移民計画において導入された移民の出身国は次第に多様化し、時代を経るにつれて非英語圏からの移民が増加していった。ヨーロッパからの戦災難民に東欧地域出身者が多数含まれていたこと、次いでイタリア、ギリシャなど南欧各国から移民協定に基づく移民が増加したこと——それらは結果として、白人であるからといってオーストラリアの社会・文化に容易に同化できるわけではない多くの移民を迎え入れるプロセスとして機能した。

さらに、移民の増加によって人口増加率を下支えし、戦後の工業化を推し進めることになった戦後のオーストラリアにとって移民供給地の持続的な確保は至上命題となった。1970年前後、ヨーロッパからの移民減少に伴ってトルコやレバノンからの中東系移民・難民の受入が増加する。また英国が移民受入の制限に乗り出したことにより増加してゆくインド・パキスタン系移民を含め、その他アジア系の移民流入が本格化した。移民送出国との間で滞在や雇用の条件をめぐって交渉が行われるにしたがって、白豪主義の掲げる人種差別的な社会観や、アングロサクソン系を中核とする白人層のエスノセントリズム(自民族中心主義)は、次第に多様化する移民社会という現実と合致しなくなっていった。

そこで、1950年代から60年代にかけてオーストラリア政府は白豪主義政策を部分的に修正する対応をとった。1956年にはアジア人の市民権取得が可能となる。また、1966年にはその取得要件であった在住期間の規定が15年から5年に短縮され、ヨーロッパ系移民と同一に揃えられた。1958年には建国以来の移住制限法を廃止するかたちで移民法が制定され、移民政策の新たな出発点となった(浅川 2016, p.7)。国家として多文化主義政策を公式に採用した前述のウィットラム政権による制度改革は、このような漸進的な修正の延長線上にあり、最終的に白豪主義と訣別することを内外に示すものとなったのである。

こうしてオーストラリアでは、経済合理性に基づいて移民規制を緩和する道のを辿る中で、多文化主義の在り方に二つの特色を与えることになった。一つは、マジョリティであるアングロサクソン系の白人社会を優位に置き、多様な移民社会を客体とする統合的な多文化主義となったことである。白人社会を中心に一定のヒエラルキーを内在させた多文化

主義は、長らく国家理念としてきた白豪主義の残滓も相まって、マジョリティたる白人社会が主流的な文化を形づくることそれ自体を根本的に問い直すものとはならなかった。もう一つは、時代に応じて選択的に移民を受け入れてきたことで、オーストラリア社会に貢献する移民のみを許容する移民受入政策が伝統的に正当化されていることである。特に、1990年代以降ネオ・リベリズムを基調とするハワード政権の下で、多文化主義政策の福祉的側面が見直される一方で、労働資源としての移民社会の意味合いが前景化してゆく。オーストラリア多文化主義は、文化的な多様性が社会の利益として還元される「生産的多様性(productive diversity)」を公然と語るようになる(塩原 2005, p.128)など、ネオ・リベラル多文化主義とも呼ばれる新たな政策枠組みへ移行してゆく。

ところで、そうした多文化主義の射程に含まれてこなかったのが、先住民アボリジナルの人々であった。オーストラリアにおいて入植者としての白人社会は、先住民アボリジナルに対して非常に苛酷な支配を行った。入植時の土地の収奪に際しては、北米のように契約に基づくことなく接収が行われ、先住民社会は、白豪主義の確立以降それと表裏を成す徹底した同化主義の下に置かれた。その中には生後間もない乳幼児を収容し、白人社会に送り込んで「白人家庭の子として」育てる強制的な里子政策も含まれており、後年「盗まれた子どもたち(Stolen Children)」として明るみに出ることになる。救貧的な福祉政策を装った民族浄化とも言える「白人化」に対して、いまなお償いを求める声は後を絶たない。1967年、白豪主義の修正に沿うかたちでアボリジナルの人々に市民権が付与され、1970年代以降土地の回復運動を中心に先住民アボリジナルの権利要求運動が高まりを見せる。しかし、それらの運動が多文化主義と結びつけられることは1980年以前には極めてまれであったという(塩原 2010, p.35)。オーストラリアにおけるアボリジナルの歴史を真正面から問い直せば、自ずと迫害と収奪という支配者としての過去に向き合わざるをえず、オーストラリア白人社会の存立、ひいてはオーストラリア国家の建国の物語の正当性に関わるためである。

2000年のシドニー・オリンピックでの開会式プログラムは、まさにこの点にかかる根深い問題を孕んでいたと言える。マジョリティとしての白人社会は歴史の清算の意図を込めて「和解」を演出することで、先住民アボリジナルの存在をも多文化主義オーストラリアのもつ彩りの一つとして包摂しようとした。一方、先住民社会は、華やかなアトラクションのモチーフとして祭り上げられるのではなく、政府による公式の謝罪と和解協定の締結を求めており、いまなお解決の糸口は見つかっていない。

#### 4. むすびにかえて：多文化主義と統合の論理

多文化主義を掲げるオーストラリアにとって、アボリジニーとの和解は必要不可欠な政治課題である。21世紀に向けて「多文化主義国家」へ転身していくうえで、過去の先住民族に対する暴力の歴史はなんとしても解決されねばならない。開会式の演出においてアボリジニーを中心に据えたことは、そうした意図の表れである。7つのパートに分けてオーストラリアの「歴史」を物語るアトラクションは、従来の「白豪主義」の反省のうえに「文化・民族の多様性」を目指そうとするオーストラリアの今の姿を象徴していた。自己(白人)とは異なる他者(先住民族)を排除・抑圧するのではなく、互いの違いを認め合い尊重しあえる「多文化主義国家」へ。そうした「健全なネーション」への自己宣誓が、開会式を通じてなされたのである(阿部 2000)。

2000年当時、シドニー・オリンピックの開会式に際して新聞紙上に寄せられた社会学者・阿部潔の論考は、「健全なネーション」というフレーズで開催国オーストラリアの狙いを端的に表現している。「多様であること」を掲げる多文化主義が内外に喧伝される国家目標となる時、多文化主義はネーション(国民)を補強する論理として機能する。国家の理念型(あるべき姿)に言及することで「多」から成るもののための政策体系が「一つ」の共同性を前提とした国民国家の論理に回収されてゆく回路がここにある。ただし、括弧書きの「健全なネーション」は、ややつかみどころのない、入念に検証すべきものとして論じられている。

前節では、カナダとオーストラリア、二つの国民国家における多文化主義の導入の経緯を概略的に辿ってきた。両国は、ともに英連邦の一員として入植者の建設した国民国家であり、多くの移民を迎え、先住民との間に紛争と融和の歴史をもち、奇しくもほぼ同時期に多文化主義政策を導入した。しかしながら、マジョリティとマイノリティの関係の結びつき方によって、両国の多文化主義は姿を大きく異にする。とりわけ、オーストラリアでは、多文化主義への転換を図る際に「白豪主義」時代に培われた支配的なマジョリティの在り方が「多文化」を構成するマイノリティの位置づけ方を規定していることがみてとれる。

また、二つの多文化主義に共通する問題として、第2節で扱った「承認をめぐる政治」の直面する難問をもう一度思い出してみよう。すなわち、マイノリティの尊厳に関わる権利を「誰が」「どのように」承認するのかという問題である。多文化主義を国家の理念として思い描くとき、暗黙のうちにマジョリティの文化や価値観を尊重し、それらをいちど安全地帯に

置いた上で多様なマイノリティの存在に「承認」を与えていないだろうかということだ。それは文化的多様性を、マジョリティの許容できる限りで「承認」する静的な統合の論理となるだろう。そして、統合の論理として機能する限り多文化主義はナショナリズムとの親和性をもつ。言うなれば、多文化主義共通の問題の一つは「健全なネーション」との関わり方にある。

その意味で、多文化主義はその時々々の国民国家の在り方を映し出す鏡ともなりうる。多文化主義の枠組みに収まりきらない、多文化的な〈現実〉は、グローバルな移動や混在の中で無数に生成される。特に既存の社会関係を前提とする静的な統合の論理の中では、多文化主義もまたマジョリティとマイノリティとの関係を固定的にコントロールする枠組みとして機能しかねない。マジョリティが容認するか否かに関わらず、同じ社会に共に暮らしているという現実に基づいて、他者同士が「承認」を相互的なものとして捉え直すことのできる新たな枠組みについて——多文化主義自体の変容、再定義の可能性について考えてゆくべきではないだろうか。グローバリゼーションの時代の新たな理念として、異なる立場に立つことを前提とした対話から、自己と他者お互いの変容を予期する「対話と協働の論理」としての多文化主義を模索すべきであるとする議論は、私たちの社会を身の回りから見つめ直す多くの可能性を宿している(塩原 2014, pp.258-259)。

最後に、もう一度「健全なネーション」をめぐる論考の続きを引いて本章を閉じたい。本稿が、今後開催されるだろういくつものオリンピックの開会式を見つめる際の新たな視点を読者に提供できていたらとてもうれしい。

もうすこし穿って考えれば「どうして一つの国家なのか」との素朴な疑問も湧いてこよう。例えば、スペインのバスク地方やカナダのケベック州では、一つの国家のなかの異なる民族が「もう一つの国家」を造ろうとする運動が盛り上がっている。だとすれば、実は「健全なネーション」の選択肢は、開会式で示された以外にいくつもあるのではないだろうか。見事に金メダルを獲得し、歓声の中を豪州旗とアボリジニー旗の二つを手にウイニングランをしたフリーマン<sup>1</sup>の姿は、そうした可能性を訴えかけているように見えた(阿部 2000)。

---

<sup>1</sup> キャシー・フリーマン(Cathy Freeman)。オーストラリアを代表するアボリジナルの陸上選手。シドニー・オリンピックでは、開会式の最終成果ランナーを務める傍ら、競技で活躍。女子400mで優勝を果たし、オーストラリア国旗とアボリジナル旗を掲げてウイニングランを行った。同大会での多文化主義オーストラリアの象徴的存在。



## 参考文献

- 浅川晃弘(2016).『オーストラリア移民法解説』、日本評論社.
- 阿部潔(2000).「『健全なネーションとは』 シドニー五輪」、2000年9月29日付、『朝日新聞』、大阪版・夕刊、8面.
- 阿部潔(2008).『スポーツの魅惑とメディアの誘惑』、世界思想社.
- 藤川孝雄編(2004).『オーストラリアの歴史：多文化社会の歴史の可能性を探る』、有斐閣.
- ウィル・キムリッカ(2018)、稲田恭明・施光恒訳.『多文化主義のゆくえ：国際化をめぐる苦闘』、法政大学出版局(Kymlicka, Will (2007). *Multicultural Odysseys: Navigating the New International Politics of Diversity*. Oxford University Press.).
- 舩本直文(2019).『オリンピックは平和の祭典』、大修館書店.
- 溝上智恵子(2003).『ミュージアムの政治学：カナダの多文化主義と国民文化』、東京大学出版会.
- 関根政美(1989).『マルチカルチュラル・オーストラリア』、成文堂.
- 塩原良和(2005).『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義：オーストラリアン・マルチカルチュラルリズムの変容』、三元社.
- 塩原良和(2010).『変革する多文化主義へ：オーストラリアからの展望』、法政大学出版局.
- 塩原良和(2014).「マルチカルチュラルリズム(多文化主義)：他者との対話と協働の論理へ」、大澤真幸・塩原良和・橋本努・和田伸一郎、『ワードマップ—ナショナリズムとグローバリズム：越境と愛国のパラドックス』、新曜社.
- Taylor, Charles (1997), “Nationalism and Modernity”, Robert McKim & Jeff McMahan (eds.) *The Morality of Nationalism*, Oxford University Press, pp.31-55.
- チャールズ・テイラー(1996).「承認をめぐる政治」エイミー・ガットマン編、佐々木毅・辻康夫・向山恭一訳『マルチカルチュラルリズム』、岩波書店、pp.37-110 (Taylor, Charles (1994). “The Politics of Recognition”, Amy Gutman (ed.) *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*. Princeton University Press. p.25-74.) .



**キーワード**

・国民国家(ネーション・ステート):統治する主体としての国民をもつ領域国家であり、近代以降に主流化した国家形態。nation-stateの訳語。

・多文化主義(マルチカルチュラルイズム):国家の内部に複数の文化集団の存在を認め、単一の国民文化にとどまらない多元的な文化政策を敷くこと、またその政策体系。

・エスニック・マイノリティ:エスニック・グループ——集合的アイデンティティに関する文化的表象(言語、習俗、出自、歴史など)を共有する民族集団としてマイノリティの地位にあるもの。エスニシティに基づく集団の中でも、ある特定の領域内(国家、地域など)で少数派に位置づけられるものを指す。

**もっと知りたい人のためのブックリスト**

- ・ガッサン・ハージ(2003).『ホワイトネーション:ネオ・ナショナリズム批判』、平凡社.
- ・庵功雄(2016).『やさしい日本語:多文化共生社会へ』(岩波新書・新赤版 1617)、岩波書店.
- ・ウィル・キムリッカ(2012)、岡崎晴輝・施光恒・竹島博之監訳.『土着語の政治:ナショナリズム・多文化主義・シティズンシップ』、法政大学出版局.
- ・宮島喬(2014).『多文化であることとは:新しい市民社会の条件』、岩波書店.
- ・温又柔(2019).『「国語」から旅立って』(よりみちパン!セ)、新曜社.
- ・大澤真幸・塩原良和・橋本努・和田伸一郎(2014).『ワードマップ—ナショナリズムとグローバリズム:越境と愛国のパラドックス』、新曜社.
- ・塩原良和(2012).『共に生きる:多民族、多文化社会における対話』(現代社会学ライブラリー 3)、弘文堂.